

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7月 3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第66号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（基礎在職期間）</p> <p>第3条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>（1） 条例第12条第4項本文に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。）の職員としての在職期間</p> <p>（2） 条例第13条第1項本文に規定する場合における病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員（条例第9条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員をいう。）としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>（3）～（9） 略</p>	<p>（基礎在職期間）</p> <p>第3条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>（1） 条例第12条第6項本文に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。）の職員としての在職期間</p> <p>（2） 条例第12条の2第1項本文に規定する場合における病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員（条例第9条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員をいう。）としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>（3）～（9） 略</p> <p>（その者の非違により退職した者）</p> <p>第3条の9 条例第13条第2項第2号に規定する規則で定める者は、その者の非違により退職した者で、<u>退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたものとする。</u></p>

(自己啓発等休業の期間)

第3条の9 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号)第12条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第4項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1)及び(2) 略

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(条例第9条第5項若しくは第6項又は第12条第1項若しくは第4項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア~ウ 略

エ 条例第24条の規定に該当して退職した場合

2 略

(懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合における退職手当管理機関)

第25条 条例第16条第2号に規定する規則で定める機関は、職員の退職の日において当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職)の任命権を有する機関とする。

(退職手当支給制限処分書の様式)

第26条 条例第17条第1項の規定による処分に係る同条第2項の書面の様式及び条例第19条第1項(同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第23号のとおりとする。

2 条例第19条第1項(同項第3号に該当する場合に

(自己啓発等休業の期間)

第3条の10 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号)第12条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第4項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1)及び(2) 略

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(条例第9条第5項若しくは第6項又は第12条第1項若しくは第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア~ウ 略

エ 条例第12条第4項若しくは第5項、第13条第3項又は第18条の規定に該当して退職した場合

2 略

(退職手当の支給の一時差止説明書)

第25条 条例第17条の2第7項に規定する説明書は、様式第23号によるものとする。

(退職手当の返納通知)

第26条 条例第17条の3第2項の規定による通知は、様式第24号による退職手当返納命令書により、同条第1項に規定する刑の確定後速やかに行うものとする。

限る。)又は第2項の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第24号のとおりとする。

(退職手当支払差止処分書の様式)

第27条 条例第18条第1項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第25号のとおりとする。

2 条例第18条第2項(同項第1号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第26号のとおりとする。

3 条例第18条第2項(同項第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第27号のとおりとする。

4 条例第18条第3項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第28号のとおりとする。

(退職手当返納命令書の様式)

第28条 条例第20条第1項(同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第6項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第29号のとおりとする。

2 条例第20条第1項(同項第3号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第6項又は条例第21条第1項の規定による処分に係る同条第2項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第30号のとおりとする。

(条例第22条第1項に規定する懲戒免職等処分を受け
るべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書の様式)

第29条 条例第22条第1項の規定による通知に係る書面の様式は、様式第31号のとおりとする。

(退職手当相当額納付命令書の様式)

第30条 条例第22条第1項、第2項又は第3項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第32号のとおりとする。

2 条例第22条第4項又は第5項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第33号のとおりとする。

(雑則)

第31条 この規則に定めるもののほか、退職手当の支給に関し必要な事項は、知事が定める。

様式第5号(第6条関係)

(表面)

年 月 日交付

略	
退職時に支払われた一 般の退職手当等の額	略
略	

(裏面)

備考

退職した職員の注意事項

1 及び 2 略

任命権者の記載心得

1 略

2 記載上の注意

欄には、退職した職員の氏名を記載すること。

欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。

欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。

欄には、退職した職員の退職前引き続いて職員として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。

欄には、退職した職員の退職年月日を記載すること。

欄には、退職した職員の給与形態に応じて(A)欄又は(B)欄の該当箇所に 印を付けること。

欄には、退職した職員の 欄から 欄までの退職手当の計算の基礎となった勤続期間及び職員の退職手当に関する条例第15条第2項の規定によって通算される期間の合計期間を記載すること。

欄には、退職した職員を雇用保険法(昭和49年法律第116号)の被保険者とみなした場合において、同法第37条の2第1項に該当する者は(B)欄に、同法第38条第1項各号のいずれかに該当する者は(C)欄に、その他の者は(A)欄に 印を付けること。

欄には、退職した職員の退職の月前最後の6月間に支払われた給与の総額を記載し、職員の基

様式第5号(第6条関係)

(表面)

年 月 日交付

略	
退職時に支給された退 職手当	略
略	

(裏面)

備考

退職した職員の注意事項

1 及び 2 略

任命権者の記載心得

1 略

2 記載上の注意

欄には、退職した職員の氏名を記載すること。

欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。

欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。

欄には、退職した職員の退職前引き続いて職員として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。

欄には、退職した職員の退職年月日を記載すること。

欄には、退職した職員の給与形態に応じて(A)欄又は(B)欄の該当箇所に 印を付けること。

欄には、退職した職員の 欄から 欄までの退職手当の計算の基礎となった勤続期間及び職員の退職手当に関する条例第15条第2項の規定によって通算される期間の合計期間を記載すること。

欄には、退職した職員を雇用保険法(昭和49年法律第116号)の被保険者とみなした場合において、同法第37条の2第1項に該当する者は(B)欄に、同法第38条第1項各号のいずれかに該当する者は(C)欄に、その他の者は(A)欄に 印を付けること。

欄には、退職した職員の退職の月前最後の6月間に支払われた給与の総額を記載し、職員の基

<p>本となる給与が月給によって定められている場合には、(A)欄に給与の種類別に6月間の総額を記載し、職員の基本となる給与が日給、時間給等によって定められている場合には、(B)欄にその各月の労働日数及び給与額を記載すること。(B)欄に記載する場合には、退職者の給与がすべて日給、時間給等労働量に応じて支給するものであるときは、(ア)の欄にのみ記載し、退職者の給与が一部は日給、時間給等、一部は月、週その他の期間によって支給するときは、(ア)の欄及び(イ)の欄にそれぞれ区別して各月の総額を記載すること。</p> <p>欄には、退職した職員の賃金日額及び算定の方式を記載すること。</p> <p>欄には、退職した職員の退職時に支払った<u>一般の退職手当等の額</u>を記載すること。なお、説明欄には、<u>一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合にはその旨</u>を記載すること。</p> <p>欄には、退職した職員の退職時の給料月額(給料が日額で定められている者にあつては、日額)を記載すること。</p> <p>欄には、職員の退職した事由により該当欄のアルファベットに 印を付けること。</p> <p>欄には、職員の退職事由を詳細に記載すること。</p>	<p>本となる給与が月給によって定められている場合には、(A)欄に給与の種類別に6月間の総額を記載し、職員の基本となる給与が日給、時間給等によって定められている場合には、(B)欄にその各月の労働日数及び給与額を記載すること。(B)欄に記載する場合には、退職者の給与がすべて日給、時間給等労働量に応じて支給するものであるときは、(ア)の欄にのみ記載し、退職者の給与が一部は日給、時間給等、一部は月、週その他の期間によって支給するときは、(ア)の欄及び(イ)の欄にそれぞれ区別して各月の総額を記載すること。</p> <p>欄には、退職した職員の賃金日額及び算定の方式を記載すること。</p> <p>欄には、退職した職員の退職時<u>支給した一般の退職手当の額</u>を記載すること。なお、説明欄には、<u>予告を受けない退職者の退職手当を支給した場合にはその額を、一般の退職手当を支給しなかった場合にはその理由</u>を記載すること。</p> <p>欄には、退職した職員の退職時の給料月額(給料が日額で定められている者にあつては、日額)を記載すること。</p> <p>欄には、職員の退職した事由により該当欄のアルファベットに 印を付けること。</p> <p>欄には、職員の退職事由を詳細に記載すること。</p>
---	---

第2条 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第23号及び様式第24号を次のように改める。

様式第23号(第26条関係)

(表面)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例 第17条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

第19条第1項

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（処分前の一般の退職手当等の額）	円
（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）	円

（裏面）

（退職をした者の氏名）	
（採用年月日）	年 月 日
（退職年月日）	年 月 日
（退職時の所属）	
（退職時の職名）	（退職時の給料月額） 円 （ 職 級 号給）
（支給制限処分の理由）	
（退職をした者が占めていた職の職務及び責任、退職をした者の勤務の状況、退職をした者が行った非違の内容及び程度、非違に至った経緯、非違後における退職をした者の言動、非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに非違が公務に対する信頼に及ぼす影響に関し勘案した内容についての説明）	

備考1 （1）には不服申立てをすべき行政庁を、（2）には取消しの訴えの被告とすべき者を、（3）には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 3 不要の文字は、抹消すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第24号（第26条関係）

（表面）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例 第19条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しな
第19条第2項

いこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に (2) を被告として(被告を代表する者は (3))提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するところの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日から起算して1年を経過するところの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日) 年 月 日	年 月
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(退職をした者が占めていた職の職務及び責任、退職をした者の勤務の状況、退職をした者が行った非違の内容及び程度、非違に至った経緯、非違後における退職をした者の言動、非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに非違が公務に対する信頼に及ぼす影響に関し勘案した内容についての説明)	

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消

しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 3 不要の文字は、抹消すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第24号の次に次の9様式を加える。

様式第25号（第27条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に（1）に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するところの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するところの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）	
（採用年月日）	年 月 日
（退職年月日）	年 月 日
（勤続期間）	
年 月	

（裏面）

（退職時の所属）	
（退職時の職名）	（退職時の給料月額） 円
（職 級 号給）	
（支払差止処分の理由）	
（支払差止処分の取消し）	
この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。	

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）であって、職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日から6か月を経過した場合
- 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第26号（第27条関係）

（表面）
退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に（1）に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）			
（採用年月日）	年	月	日
（退職年月日）	年	月	日
			（勤続期間） 年 月

（裏面）

（退職時の所属）

(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条：)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第27号(第27条関係)

(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算し

て6か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）			
（採用年月日）	年	月	日
（退職年月日）	年	月	日
		（勤続期間）	
		年	月

（裏面）

（退職時の所属）	
（退職時の職名）	（退職時の給料月額） 円 （ 職 級 号 給 ）
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由）	
<p>（支払差止処分の取消し）</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合 	

備考1 （1）には不服申立てをすべき行政庁を、（2）には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、（3）には取消しの訴えの被告とすべき者を、（4）には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第28号（第27条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第18条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に (3) を被告として(被告を代表する者は (4))提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	年 月

(裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者が職員の退職手当に関する条例第19条第2項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第29号（第28条関係）

（表面）
退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第20条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に（1）に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（職員の退職手当に関する条例第20条第1項の規定により控除される失業者退職手当額）	円

（裏面）

（退職をした者の氏名）
（返納命令の理由）
（退職をした者が占めていた職の職務及び責任、退職をした者の勤務の状況、退職をした者が行った非違の内容及び程度、非違に至った経緯、非違後における退職をした者の言動、非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに非違が公務に対する信頼に及ぼす影響並びにこの処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明）

備考1 （1）には不服申立てをすべき行政庁を、（2）には取消しの訴えの被告とすべき者を、（3）には取消

しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第30号（第28条関係）

（表面）
退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例 第20条第1項 第21条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち
下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に（1）に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（職員の退職手当に関する条例 第20条第1項 第21条第1項 の規定により控除される失業者退職手当額）	円

（裏面）

（退職をした者の氏名）
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた理由）
（退職をした者が占めていた職の職務及び責任、退職をした者の勤務の状況、退職をした者が行った非違の内容及び程度、非違に至った経緯、非違後における退職をした者の言動、非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに非違が公務に対する信頼に及ぼす影響並びにこの処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明）

--

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第31号(第29条関係)

(表面)

職員の退職手当に関する条例第22条第1項に規定する
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第22条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額(下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)

(裏面)

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例第22条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

（表面）
退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

第22条第1項

職員の退職手当に関する条例 第22条第2項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般
第22条第3項

の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に（1）に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
第22条第1項 （職員の退職手当に関する条例 第22条第2項 の規定により控除される失業者退職手当額） 第22条第3項	円

（裏面）

（退職をした者の氏名）
（退職手当の受給者の氏名）
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由）
（退職をした者が占めていた職の職務及び責任、退職をした者の勤務の状況、退職をした者が行った非違の内容及び程度、非違に至った経緯、非違後における退職をした者の言動、非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに非違が公務に対する信頼に及ぼす影響並びに退職手当の受給者の相続財産の額、退

職手当の受給者の相続財産の額のうち職員の退職手当に関する条例第22条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び一般の退職手当等に係る租税の額に関し勘案した内容についての説明)

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第33号(第30条関係)

(表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例 第22条第4項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般
第22条第5項

の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するところの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して1年を経過するところの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例 第22条第4項 の規定により控除される失業者退職手当額) 第22条第5項	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(退職をした者が占めていた職の職務及び責任、退職をした者の勤務の状況、退職をした者が行った非違の内容及び程度、非違に至った経緯、非違後における退職をした者の言動、非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに非違が公務に対する信頼に及ぼす影響並びに退職手当の受給者の相続財産の額、退職手当の受給者の相続財産の額のうち職員の退職手当に関する条例第22条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び一般の退職手当等に係る租税の額に関し勘案した内容についての説明)

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この規則は、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第47号）の施行の日から施行する。